

有料職業紹介サービス 手数料返戻

返戻金に関する事項

1. 求職者が、専ら求人者の事由により退職するに至った場合、一旦受領した紹介手数料及びその消費税相当は返却しない。

なお、当該退職が求人者の支払い前であっても、就職者の支払債務は消滅しないものとする

2. 当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、

就職後1ヶ月以内に退職の場合：手数料50%返戻

就職後3ヶ月以内に退職の場合：手数料30%返戻

就職後6ヶ月以内に退職の場合：手数料10%返戻

就職後6ヶ月を超えて1年以内に退職の場合：返戻なし

とします。

株式会社ライフスタイル総合研究所

有料職業紹介サービス 手数料返戻

返戻金に関する事項

1. 求職者が、専ら求人者の事由により退職するに至った場合、一旦受領した紹介手数料及びその消費税相当は返却しない。

なお、当該退職が求人者の支払い前であっても、就職者の支払債務は消滅しないものとする

2. 当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、

就職後1ヶ月以内に退職の場合：手数料50%返戻

就職後3ヶ月以内に退職の場合：手数料30%返戻

就職後6ヶ月以内に退職の場合：手数料10%返戻

就職後6ヶ月を超えて1年以内に退職の場合：返戻なし

とします。

株式会社ライフスタイル総合研究所 東京支店